

## 文京区自転車活用推進計画等策定協議会設置要綱

2020 文土管第 1609 号令和 3 年 2 月 1 2 日区長決定

(設置)

第 1 条 自転車活用推進法（平成 28 年法律第 113 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく文京区自転車活用推進計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、自転車の活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進及び安全で快適な自転車走行空間の整備について幅広い意見を聴くため、文京区自転車活用推進計画等策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 自転車活用推進計画の策定に関する事項
- (2) 自転車ネットワーク計画の策定に関する事項
- (3) その他区長が必要があると認めた事項

(構成)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する委員 25 人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 道路管理者
  - (3) 交通管理者
  - (4) 関係事業者の代表者
  - (5) 公募区民
  - (6) 地域団体の代表者
  - (7) 関係団体の代表者
  - (8) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要があると認めた者
- 2 前項第 5 号に規定する者は、別に定めるところにより募集する。

(委員の任期等)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 4 年 3 月 3 1 日までとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第 1 項第 5 号に規定する委員に欠員が生じたときは、これを補充しない。

(会議)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長は、第 3 条第 1 項第 1 号に規定する学識経験者のうちから、委員が選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 協議会は、会長が招集する。
- 7 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し出席を求め、説明、意見等を聴くことができる。
- 8 協議会は、公開とする。

(幹事)

第 6 条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、企画政策部長、土木部長、企画政策部企画課長、区民部区民課長、アカデミー推進部アカデミー推進課長、都市計画部都市計画課長、資源環境部環境政策課長及び教育推進部教育総務課長の職にある者とする。
- 3 幹事は、協議会に出席し、その意見を述べることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、土木部管理課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、土木部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。